

計算書類に対する注記（母島在宅サービスセンター用）

令和 7 年 3 月 31 日現在

法人名 社会福祉法人 明老会

1 頁

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。

②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。

(2) 徴収不能引当金の計上基準

当拠点区分において、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘察して計上している。

(3) 賞与引当金の計上基準

当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち当年度に帰属する期間に相当する全額を賞与引当金に計上している。

(4) 退職給付引当金の計上基準

①独立行政法人勤労者退職金共済機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った全額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

②東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当拠点区分において、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

(5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和 3 年11月12日厚生労働省令第176号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する全額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(6) 消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3 採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済法に基づく退職金共済制度及び東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

（注）就業規則第3条における「正職員」

4 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

(1) 母島在宅サービスセンター拠点区分計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第一号第四様式、第二号第四様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㉞））

1. 通所介護
2. 訪問介護
3. 短期入所生活介護
4. 居宅介護支援
5. 介護予防

(3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児登0331第15号・社援登0331第39号・老登0331第45号、最終改正令和 3 年11月12日子登1112第1号・社援登1112第3号・老登1112第1号、以下「運用上の取扱い通知」という。）26(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書（別紙3（㉞））の作成は省略している。

法人名 社会福祉法人 明老会

5・基本財産の増減の内容及び金額

該当する事項はない。

6・基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

(1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による基本金の取崩額

該当する事項はない。

(2) 「会計基準省令」第22条第4項の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除売却に伴う取崩額

①建物（基本財産） 該当する事項はない。

②構築物 該当する事項はない。

③機械及び装置 該当する事項はない。

④車両運搬具 該当する事項はない。

⑤器具及び備品 テレビ及び七宝牌電気炉の廃棄に伴う取崩額 2円

7・担保に供している資産

該当する事項はない。

8・有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	3,368,640	3,153,607	215,033
器具及び備品	4,920,641	3,234,257	1,686,384
合 計	8,289,281	6,387,864	1,901,417

9・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,378,034	0	2,378,034
合 計	2,378,034	0	2,378,034

10・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11・重要な後発事象

該当する事項はない。

12・その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	232,660	302,660
長期前払費用からの振替額	0	0
貸借対照表計上額	232,660	302,660

法人名 ：社会福祉法人 明老会

13・オペレーティング・リース取引関係

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：円)

	1年以内	1年超	合 計
未経過リース料	1 612 800	2 131 200	3 744 000